

草津市公報

発行日 令和6年12月1日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 21 号
発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則（学校教育課）	1
草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第3の規則で定める事務を定める規則（学校教育課）	2

◎ 告 示

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	3
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	3
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	3
草津市水田営農指導推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（農林水産課）	4
令和6年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金付要綱（幼児施設課）	7
草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	10
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	12
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	12
公示送達について（税務課）	12
道路の認定について（土木管理課）	13
道路の区域決定について（土木管理課）	14
道路の区域変更について（土木管理課）	14
道路の供用開始について（土木管理課）	15
公示送達について（税務課）	16

◎ 公 告

草津市立なごみの郷指定管理者の募集について（長寿いきがい課）	17
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	18
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	18

(令和6年11月13日揭示済み)

草津市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する条例別表第3の規則で定める
事務を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

草津市長
橋 川
渉

草津市規則第 3 9 号

草津市行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する条例
別表第 3 の規則で定める事務を定める規
則

第 1 条 草津市行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年草
津市条例第 3 8 号。以下「条例」という。）別表第
3 の草津市準要保護者認定要綱（平成 2 9 年草津市
教委告示第 1 8 号）による準要保護者の認定に関す
る事務であって規則に定めるものは、準要保護者の
認定に関する事務とし、当該事務に係る規則で定め
る特定個人情報とは、次の各号に定める情報とする。

- (1) 就学援助の申請を行う者に係る住民票に記載さ
れた住民票関係情報
- (2) 就学援助の申請を行う者または当該者と同一の
世帯に属する者に係る地方税関係情報
- (3) 就学援助の申請を行う者が属する世帯に係る生
活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 9 条
第 1 項の保護の実施、同法第 2 4 条第 1 項の保護
の開始もしくは同条第 9 項の保護の変更、同法第
2 5 条第 1 項の職権による保護の開始もしくは同
条第 2 項の職権による保護の変更または同法第
2 6 条の停止もしくは廃止に関する情報
- (4) 就学援助の申請を行う者が属する世帯に係る生
活に困窮する外国人に対する生活保護の措置につ
いて（昭和 2 9 年 5 月 8 日付け社発第 3 8 2 号厚
生省社会局長通知）により準ずる生活に困窮する
外国人に対する生活保護法第 1 9 条第 1 項の保護
の実施、同法第 2 4 条第 1 項の保護の開始もしく
は同条第 9 項の保護の変更、同法第 2 5 条第 1 項
の職権による保護の開始もしくは同条第 2 項の職
権による保護の変更または同法第 2 6 条の保護の
停止もしくは廃止に関する情報
- (5) 就学援助の申請を行う者に係る児童扶養手当法
（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）第 4 条第 1 項の児

童扶養手当の支給に関する情報

第 2 条 条例別表第 3 の草津市特別支援教育就学奨励
費給付要綱（平成 2 8 年草津市告示第 1 0 4 号）に
よる特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に
対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務
であって規則に定めるものは、準要保護者の認定に
関する事務とし、当該事務に係る規則で定める特定
個人情報とは、次の各号に定める情報とする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和
2 9 年法律第 1 4 4 号）第 2 条第 1 項の保護者等
または当該保護者等と同一の世帯に属する者(以
下この条において「保護者等」という。)に係る
住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 保護者等に係る地方税関係情報
- 付 則

この規則は、令和 6 年 1 1 月 1 3 日から施行する。

（令和 6 年 1 1 月 1 3 日揭示済み）

告 示

草津市告示第 3 0 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条
の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機
関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の
3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医心館訪問看護 ステーション南 草津	草津市追分南二丁目 3 番 1 7 号	令和 6 年 1 0 月 1 日

（令和 6 年 1 1 月 6 日揭示済み）

草津市告示第 3 0 1 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医心館訪問看護 ステーション南 草津	草津市迫分南二丁目 3 番 1 7 号	令和 6 年 1 0 月 1 日

（令和 6 年 1 1 月 6 日揭示済み）

草津市告示第 3 0 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステー ション アイリハ	草津市平井 1 丁目 8 ー 2 平井ビル 4 0 2	令和 6 年 1 0 月 1 日

（令和 6 年 1 1 月 6 日揭示済み）

草津市告示第 3 0 3 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステー ション アイリハ	草津市平井 1 丁目 8 ー 2 平井ビル 4 0 2	令和 6 年 1 0 月 1 日

（令和 6 年 1 1 月 6 日揭示済み）

草津市告示第 3 0 4 号

草津市水田営農指導推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市水田営農指導推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市水田営農指導推進事業補助金交付要綱（平成 9 年草津市告示第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 市長は、生産者団体等の主体的取り組みのもと、転作田の団地化、生産の組織化、<u>水田の高度利用および水田営農の収益力強化をより一層進めるため</u>、農業団体等が実施する水田営農指導推進事業（以下「指導推進事業」という。）に対し、予算の範囲内において、草津市水田営農指導推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 条 《現行どおり》 （補助金の交付申請書の添付書類等） 第 3 条 規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、<u>面積報告書</u>（別記様式第 1 号）とし、その提出期日は、毎年度、市長が別に定める日までとする。 第 4 条～第 5 条 《現行どおり》 （実績報告） 第 6 条 規則第 1 3 条に規定する実績報告は、規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書の提出によってなされたものとみなす。 （補助金の額の確定） 第 7 条 規則第 1 4 条に規定する補助金の額の確定は、規則第 6 条に規定する補助金の交付の決定通知によってなされたものとみなす。 第 8 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係）	（趣旨） 第 1 条 市長は、生産者団体等の主体的取り組みのもと、転作田の団地化、生産の組織化<u>および水田の高度利用をより一層進め、需給調整の実行性の確保を図るため</u>、農業団体等が実施する水田営農指導推進事業（以下「指導推進事業」という。）に対し、予算の範囲内において、草津市水田営農指導推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 条 《省略》 （補助金の交付申請書の添付書類等） 第 3 条 規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、<u>事業計画書および収支予算書</u>（別記様式第 1 号）とし、その提出期日は、毎年度、市長が別に定める日までとする。 第 4 条～第 5 条 《省略》 （補助金の実績報告書の提出期限等） 第 6 条 規則第 1 3 条に定める実績報告書の添付書類は、<u>事業実績書および収支精算書</u>（別記様式第 1 号）とし、その提出期限は、指導推進事業完了後（当該事業の中止または廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日後）<u>3 0 日以内の日または補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い期日とする。</u> 《改正後に新設》 第 7 条 《省略》 別表（第 2 条関係）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の草津市水田営農指導推進事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以降の補助金について適用する。

事業の種類および種目	補助の対象となる経費	補助金額	事業主体	重要な変更
需給調整促進事業				
生産目標達成推進事業	生産組合が話し合い等により 計画的に米の生産を実施し、生産組合内の全農業者が目標数量を達成するよう指導し、または需給調整するために必要な経費	需給調整実施面積 2,000円/10a ただし、不作付地面積および永年性作物の作付面積を除く。	生産組合	面積の変更
高度水田営農推進事業	生産組合が団地化転作の推進とその体系の確立に取り組むために必要な経費	団地化対策費面積割 1,500円/10a 団地化対策費集落割 60,000円/1ha 米	生産組合	面積の変更

別添 2－1

別記

様式第 1 号（その 1）（第 3 条、第 6 条関係）

高度水田営農推進事業面積報告書

事業内容

高度水田営農推進			
区 分	団地化面積 ㎡	補助金額 円	備考
転作団地化推進費			
1 団地化対策費面積割			
2 団地化対策費集落割			
計			

別添 2－2

別記様式第 1 号（その 1）（第 3 条、第 6 条関係）

需給調整促進事業計画書および収支予算書

（需給調整促進事業実績書および収支精算書）

- 1 事業の目的
- （高度水田営農推進）
- （生産目標達成推進）

2 事業内容

(1) 高度水田営農推進			
区 分	計画（実績） 面積 ㎡	補助金額 円	備考
転作団地化推進費			
1 団地化対策費面積割			
2 団地化対策費集落割			
計			

(2) 生産目標達成推進						
生産目標	生産目標 面積 ㎡	水稻作付 面積 ㎡	需給調整 実施面積 ㎡	補助対象 面積 ㎡	補助金額 円	備考
kg	㎡	㎡	㎡	㎡	円	

3 経費の配分および負担区分				
区 分	補助事業費 円	負担区分		備考
		市	その他	
1 高度水田営農推進費	円	円	円	
転作団地化推進費				
(1) 集落割				
(2) 面積割				
2 生産目標達成推進費				
計				

- 4 事業完了予定（事業完了）年月日
- 年 月 日

5 収支予算（収支精算）

区 分	本年度予算 額 円	前年度予算 額 円	比較		備考
			増	減	
高度水田営農推進費	円	円	円	円	
生産目標達成推進費					
計					

区 分	本年度予算 額 円	前年度予算 額 円	比較		備考
			増	減	
高度水田営農推進費	円	円	円	円	
生産目標達成推進費					
計					

別添 3－1

様式第 1 号（その 2）（第 3 条、第 6 条関係）

高収益作物等作付推進事業面積報告書

1 事業内容

(1) 高収益作物			
作物名	作付面積 ㎡	補助金額 円	備考
計			

(2) 戦略作物			
作物名	作付面積 ㎡	補助金額 円	備考
計			

- 2 添付書類
- 出荷・販売状況が分かる書類（販売伝票の写し等）

別添 3-2

様式第 1 号 (その 2) (第 3 条、第 6 条関係)

年度事業計画書 (実績書) および収支予算書 (決算書)1 事業の目的2 事業の効果3 事業の内容4 事業の着手 (予定) および完了 (予定) 年月日

着手 (予定) 年月日 年 月 日

完了 (予定) 年月日 年 月 日

5 収支予算書 (収支精算書)(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
新たな販売用野菜生産の拡大に対する支援					
拡大した販売用野菜生産の継続に対する支援					
計					

6 添付書類

しがの水田野菜生産拡大推進事業費補助金交付要綱 (平成 2 8 年 4 月 1 日滋農経第 2 8 6 号通知) 別記様式第 3 号ならびに生産計画書 (実績書) およびしがの水田野菜生産拡大推進事業実施報告書 (実施報告時のみ)

(令和 6 年 1 1 月 1 1 日揭示済み)

草津市告示第 3 0 5 号

令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

草津市長 橋 川 渉

令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内に所在する認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所および幼稚園型認定こども園 (以下「保育所等」という。) において性被害防止のための対策を

行うことを目的とする事業について、予算の範囲内において令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金 (以下「補助金」という。) を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則 (昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第 2 条 補助対象事業は、保育所等が実施する「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について」 (令和 6 年 1 月 2 5 日こ成総第 3 号・こ支総第 8 号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知) に定める事業とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表で次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 施設 (事業所) ごとに、左欄に定める基準額と中欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に右欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

(交付申請書の添付書類)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金所要額調査書 (別記様式第 1 号)

(2) 収支予算書または見込書の抄本

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第 5 条 規則第 1 3 条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期限は、令和 7 年 4 月 1 0 日までとする。

(1) 令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金精算額調査書 (別記様式第 2 号)

(2) 収支決算書または見込書の抄本

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 6 条 市長は、この補助金の交付の決定に際し、次の条件を付すものとする。

(1) 事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をす

る場合には、市長の承認を受けること。

- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 3 0 万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適化法施行令」という。）第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。
 - (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させる場合があること。
 - (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 3 号）を市長に報告すること。この場合において、当該仕入控除税額を市に返納すること。
 - (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管すること。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 3 0 万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降の事業から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 5 条各号列記部分に規定する書類の提出期限および第 6 条に規定する交付の条件については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

基準額	対象経費	補助率
1 施設（事業所） 当たり 1 0 0, 0 0 0 円	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費および修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金および交付金	3 / 4

別記
様式第 1 号 (第 4 条第 1 号関係)

令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金所要額調査書

施設名：

対象経費総額①	寄附金その他収入額②	差引額③ (①－②)	補助基準額④	選定額⑤ (③と④を比較して 少ない方の額)	補助金申請額⑥ (選定額⑤×3/4)

様式第 2 号 (第 5 条第 1 号関係)

令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金精算額調査書

施設名：

対象経費総額①	寄附金その他収入額②	差引額③ (①－②)	補助基準額④	選定額⑤ (③と④を比較して 少ない方の額)	補助金精算額⑥ (選定額⑤×3/4)

様式第 3 号（第 6 条第 7 号関係）

第 号
年 月 日

草津市長 様

施設所在地
法人名
施設名
代表者 印

令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、令和 6 年度草津市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 7 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額
- 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）
- 円
- 3 添付資料
- 消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和 6 年 1 1 月 1 2 日揭示済み）

草津市告示第 3 0 6 号

草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成 2 9 年草津市告示第 1 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 （補助対象となる保育士の要件） 第 4 条 《現行どおり》 （1） 事業実施者に雇用された日から起算して <u>6</u> 年以内の者（草津市が前年度および前々年度	第 1 条～第 3 条 《省略》 （補助対象となる保育士の要件） 第 4 条 《省略》 （1） 事業実施者に雇用された日から起算して <u>7</u> 年以内の者（草津市が前年度および前々年度

改正後	改正前												
の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市に該当する場合にあっては、事業実施者に雇用された日から起算して5年以内の者） (2) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第5条～第12条 《現行どおり》 別表 <table> <tr> <th>補助対象経費</th><th>算定基準（千円未満切捨て）</th></tr> <tr> <td>賃借料 共益費（管理費）</td><td>補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和5年度において本事業の対象者であって、令和6年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。</td></tr> <tr> <td>上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの</td><td></td></tr> </table> 備考 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第8号 《現行どおり》	補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）	賃借料 共益費（管理費）	補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和5年度において本事業の対象者であって、令和6年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。	上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの		の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市に該当する場合にあっては、事業実施者に雇用された日から起算して5年以内の者） (2) 《省略》 2 《省略》 第5条～第12条 《省略》 別表 <table> <tr> <th>補助対象経費</th><th>算定基準（千円未満切捨て）</th></tr> <tr> <td>賃借料 共益費（管理費）</td><td>補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。</td></tr> <tr> <td>上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの</td><td></td></tr> </table> 備考 《省略》 別記様式第1号～別記様式第8号 《省略》	補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）	賃借料 共益費（管理費）	補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。	上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの	
補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）												
賃借料 共益費（管理費）	補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和5年度において本事業の対象者であって、令和6年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。												
上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの													
補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）												
賃借料 共益費（管理費）	補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。												
上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの													

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月13日から施行し、改正後の草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度の事業から適用する。

(経過措置)

- 2 令和6年度に限り、保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、事業実施者に雇用された日から起算して5年を超え7年以内の者（令和6年3月31日時点において、令和5年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）については、新要綱第4条第1項第1号に該当する者とみなす。

（令和6年11月13日揭示済み）